



繰下者のしおり

<目次>

1. はじめに	・・・1
2. 繰下者とは	・・・1
3. 繰下期間中に必要な手続き	・・・1
4. 60歳まで繰り下げされた方へ	・・・2
5. その他	・・・2

【問い合わせ先】

日生協企業年金基金 事務部業務課給付グループ

住所 〒151-0051

東京都渋谷区千駄ヶ谷4-1-9 南部ビル1階

給付手続専用ダイヤル 0120-604-608

電話 03-3497-0881

FAX 03-3497-0882

E-mail coopkikin@work.odn.ne.jp

< 1. はじめに >

このしおりは、日生協企業年金基金（以下「基金」といいます。）からの支給を60歳まで受け取りを繰り下げている方の必要な諸手続きを記したものです。

手続きに支障のないよう、事前にご一読ください。

お手続き等についてご不明な点がありましたら、お問い合わせください。

なお、お問い合わせに際しては氏名・生年月日・加入者番号等を確認させていただきます。確認できない場合はご回答できないこともありますので、ご了承ください。

< 2. 繰下者とは >

繰下者とは、15年以上の加入期間があり、60歳前に資格喪失（基金を脱退）された方で、60歳まで受け取りを繰り下げている方をいいます。

繰下中、半年複利（3月末と9月末）で利息が付与されます。

また、繰下者については原則、請求時まで企業年金連合会の住基ネットワーク（以下「住基」といいます。）を利用して、年1回現況確認を実施します。

< 3. 繰下期間中に必要な手続き >

（1）「繰下者 基本情報変更届」の提出

住所や氏名が変わったときには「[繰下者 基本情報変更届](#)」を基金にご提出ください。

基本的に添付書類は不要です。

※氏名変更時に住基で最新の氏名による現況確認ができない場合は、氏名変更に関する市町村長・区長または総合区長の証明書または戸籍抄本（証明印があり、発行から6ヵ月以内とわかる原本）を提出依頼いたしますので、ご提出をお願いいたします。

（2）繰下者がお亡くなりになられた時の手続き

繰下者が亡くなられた場合は、基金までご連絡をお願いいたします。遺族給付金（一時金）のご案内をいたします。

なお、遺族給付金を請求できるご遺族は、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、その他の親族の順です。請求できるご遺族が2人以上いる場合、その請求は請求者がほかのご遺族全員について行ったものとみなし、その支払いはご遺族全員に対して行ったものとします。

<4. 60歳まで繰り下げされた方へ>

60歳到達月の月末に、基金からご登録されている住所へ給付請求のご案内を送付いたします。一時金・年金のどちらで受け取るかを決めていただき、給付請求書類等を基金までご提出ください。請求方法の詳細につきましては、ご案内をご確認ください。

(例) 4月誕生日の場合：4月末に基金より発送し、5月初めごろにお手元に届きます。

<5. その他>

60歳到達前に受け取りを繰り下げる事を終了し、一時金で受け取ることができます。退職時の一時金相当額に請求時までの利息が付与されます。希望される方は基金までご連絡をお願いいたします。給付請求のご案内をいたします。

※60歳到達前に一時金をご請求された場合は、60歳到達時での一時金または年金で、お受け取りができなくなりますのでご注意ください。